

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法發号名條律行稱項及の及び根そ拠記	省令國債の發行告示第百四十七号	

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
 市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計号法め營四政四付  
 場る参て札札に以を機用一平、第ニ～律のに号法回國庫  
 特も加、と発よる下競関を振成株二關第一公必～(財務大臣)告示に  
 別の者財同行る「争は受替式十す二平債要第昭二十九年  
 参にご務時一発価に日け法十三年等の号法第二發財條二  
 加よと大にと行格付本銀もと法律一十行源第十  
 者るに臣行い競し銀行もとの振(二十年)～(二十一年)～(太郎)利付基  
 発応がわう以争て行のいう第十七号に  
 第行募各れ。下入行ととしに四平並年特確項年  
 I以限国る、「札わする。関十成び法例保及法六十に律にをび律  
 非下度債入価価「れ。の規定する条九特第關國財第  
 價一額市札格格とるその定号第年別百する政三  
 格國を場で競競い入法第四

## 六

イ  
發

入価 入価・別債行争非者特国  
 札格行札格第参市及入価・別債  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市  
 行争額行争非者特国発競I加場

## 五

ロ  
イ  
方募

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

法め當七つ定う額  
 律のに億いにち面  
 第公必八て基、金  
 二債要千はづ財額  
 条のな七、き政で  
 第発財百額発法一  
 一行源八面行第兆  
 項のの十金し四九  
 の特確万額た条百  
 規例保円で利第七  
 定にを、二付一十  
 に關國財千國項七  
 基する政三債の億  
 づるた運百に規円

込募各当も各  
 み限国ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内參募應  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 各の割高  
 申応りい

發別にご務後格競  
 行參よと大に競争  
 一加るに臣行争入  
 と者發応がわ入札  
 い・行募各れ札發  
 う第へ限國るの行  
 。II以度債入募  
 非下額市札入  
 価一を場での  
 格國定特あ決  
 競債め別つ定  
 争市る參てを及  
 入場も加、しび  
 札特の者財た価

## 七

ハ

ロ イ  
払

ハ

ロ

非者特国行争	非者特国入価込	行争	非者特国行争	非者特国
価・別債入価・別債札格	札格第参市発競金	入価・別債	入価・別債	
格第参市	札格第参市発競金	札格第参市	札格第参市	
競II加場	発競I加場行争額	発競II加場	発競I加場	

千	千円一	でた条特	でた条特千はづ律度億はき
三百	十兆	千利第別	千利第別二、き第予二、発
九億	億九	三付一会	十付一会百額発四算千額行
五	五百	百国項計	四国項計五面行十分十面し
億	千三	十債のに	億債のに万金し六、五金た
五千	五十九	四に規関	円に規関円額た條特万額
三百	百九	億つ定す	つ定すで利第別円で
二	二億	円いにる	いにる千付一会へ七
百	十五	て基法	て基法二国項計平千
二十	四千	、づ律	、づ律百債のに成四
十四	万百	額き第	額き第十に規関二百に
万	円四	面発四	面発四九つ定す十四つ
	十万	金行十	金行十億いにる四十い
		額し六	額し六九て基法年九て

十 十 三 二	口 イ 一	十 十 八 九
		發 振 額 最 低 行 争 替 額 入 單 面 札 位 金 発
の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 払 過 札 格 第 參 市 及 入 値 ・ 別 債 込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 參 市 み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場	入 値 發 札 格 行 行 發 競 値 行 争 格 日	

(二) (一) 年 十額格十額 平す額の振 五  
 発行時において、その利子に む十式は一六面五面 成るの記替 万  
 額面金額の総額× $\frac{1.5}{100} \times \frac{33}{365}$  も号に、募・銭金銭金 二。整載法 円  
 のによ払入五額 以額 十数又の  
 と規り込決パ百 上百 五倍は規  
 す定算金定一円 の円 年四月金録に  
 るす出額のセニにそに 月四月に  
 るしに通ントつれづき 月二十二日  
 期た加知日 九九 ぞきに  
 日金えを十の十に  
 に額、受十九応九も額口  
 払を次け円募円の面座  
 い第のた六価四と金簿  
 込二算者

十  
九  
八  
七  
六

十  
五

者入払元償償  
札場利還還  
参考金金期  
加支額限  
子以

財務大臣から通知を受けた者  
本面成利てを年銀金四子、支三月行額十をそ払  
日額平るい日毎百五支の期二円年払日と  
に三う以しつ月。前、各百十円日間に期属に二十  
支額限子以

十  
四

初  
期  
利  
子

規下は期た期平定、が金と成額け住よるがをじ額よに座も係す次そ銀額し二の者り場非発たにりつにのるる号の行を、十を所又算合居行金百算い記と所期及翌休支次五控得は出に住時額分出て載し得日び営業払の年除税外しは者にへのしは又て税に第業う算九すの國た、又おた二た、は振がつ十日。式月るる事月前はいだ十金前記替源い六にたに二ことが率人額記外てし・額記録口泉て号支當だよ十とをがに(一)國取、三か(一)さ座徵同に払たしり日をが乗適當の法得当一らのれ簿收じおうる、算ををじ用該算人す該五當算る中さ(一)いへと支出支じき払し払て以き払し払たを非式でる國を該式ものれ金受居にあ者債乗金にの口る。  
$$\text{額面金額} \times \frac{15}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十  
払込期日

平成二十五年四月二十二日